

原議保存期間	30年(平成60年3月31日まで)
有効期間	一種(平成60年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙保発第12号、丙情対発第20号
丙捜一発第5号
平成29年7月5日
警察庁生活安全局長
警察庁刑事局長

警察法施行令等の一部を改正する政令の施行について(通達)
警察法施行令等の一部を改正する政令(平成29年政令第180号。別添1:官報の写し。別添2:新旧対照条文)が本日公布されたところであるが、改正の趣旨及び概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号。以下「改正法」という。)が平成29年6月23日に公布され、同年7月13日から施行されることに伴い、警察法施行令(昭和29年政令第151号)等の関係規定を整備するものである。

第2 改正の概要

1 警察法施行令等の一部改正

(1) 警察法施行令の一部改正

警察法施行令第2条第8号において、国庫が犯罪捜査に必要な経費を支弁する対象となる犯罪が規定されているところ、同号について、所要の改正が行われた。

(2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。)第12条第1項において、猟銃の所持の不許可の要件となる人の生命又は身体を害する罪が規定されているところ、同項について、所要の改正が行われるとともに、改正法による改正後の刑法(明治40年法律第45号。以下「新刑法」という。)第181条に規定する監護者わいせつ又は監護者性交等の致死傷罪が追加された。

また、銃刀法施行令第12条第2項において、猟銃の所持の不許可の要件となる凶悪な罪が規定されているところ、同項について、所要の改正が行われた。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第17条又は第28条において、店舗型性風俗特殊営業又は接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為が規定されているところ、これらの

条について、所要の改正が行われるとともに、新刑法第179条に規定する監護者わいせつ及び監護者性交等罪が追加された。

(4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号）第1条において、インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪が規定されているところ、同条について、所要の改正が行われるとともに、新刑法第179条に規定する監護者わいせつ及び監護者性交等罪が追加された。

2 施行期日

改正法の施行の日（平成29年7月13日）から施行することとされた。

警察法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十九年七月五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第百八十号

警察法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、第三十七号第一項、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五号の二第二項第二号及び第三号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十条第一項及び第三十五号の四第二項、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第十四条第一項並びに海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号及びびルの規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 警察法施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第八号ソ中「強姦」を「強制性交等」に改める。

第二条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。
第十二条第一項第一号中「第百十九号」を「若しくは同法第百十九号」に「補助する」を「補助する」に、「第二百四十一条後段」を「第二百四十一条第三項」に改め、「同法第二百四十一条の下に」又は「同項」を加え、「同法第五号中」第百四十四号前段の罪を「第百四十四号の罪（人を負傷させたときに限る。）」に改め、同条第二項第一号中「第百七十八号の二（同法第百七十七号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）」第百七十九号を「第百八十条」に、「第百七十七号又は第百七十八号の二」を「又は第百七十七号」に、「第三十三章」を「第二編第三十三章」に、「第二百四十一条前段」を「第二百四十一条第一項」に、「第二百三十八号又は第二百四十一条前段」を「又は第二百三十八号」に改め、同項第六号中「第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪」を「第二百四十一条第一項の罪」に改める。

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。
第十七条第一号中「第百七十九号まで、第百八十一条」を「第百八十一条まで」に改める。
第二十八号第二号中「第百七十九号まで、第百八十一条、第百八十二条」を「第百八十二条まで」に改める。

第四条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。
第一条第三号中「である女子を姦淫する行為」を「に対する性交等」に、「又は児童である女子を姦淫する行為」を「又は性交等」に「同法第

百七十八号の二に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第百七十九号を「同法第百七十九号に規定する罪、同法第百八十条」に、「姦淫させる」を「姦淫させる」に改める。
（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）
第五条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。
第四条第一号中「第二百四十一条後段」を「第二百四十一条第三項」に改め、「同法第二百四十一条の下に」又は「同項」を加え、同条第五号中「第百四十四号前段の罪」を「第百四十四号の罪（人を負傷させたときに限る。）」に改める。
第五条第一号中「第百七十八号の二（同法第百七十七号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）」第百七十九号を「第百八十条」に、「第百七十七号又は第百七十八号の二」を「又は第百七十七号」に、「第二百四十一条前段」を「第二百四十一条第一項」に、「第二百三十八号又は第二百四十一条前段」を「又は第二百三十八号」に改め、同条第六号中「第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪」を「第二百四十一条第一項の罪」に改める。

附則

第一条 この政令は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。
（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令（以下この条において「新令」という。）第十二条第一項の規定の適用については、改正法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第百八十一条第三項又は第二百四十一条後段（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は、新令第十二条第一項第一号に掲げる罪とみなす。

2 新令第十二条第二項の規定の適用については、旧刑法第百七十八号の二（旧刑法第百七十七号に係る部分に限る。以下この項において同

じ。）、第百七十九号（旧刑法第百七十八号の二に係る部分に限る。）、第二百四十一条前段又は第二百四十三号（旧刑法第二百四十一条前段に係る部分に限る。）（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は新令第十二条第二項第一号に掲げる罪とみなす。改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に關する法律（昭和五年法律第九号）第四条（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪（旧刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は新令第十二条第二項第六号に掲げる罪とみなす。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第三条 第三条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第十七条、第十八号、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、旧刑法第百七十八号の二、第百七十九号（旧刑法第百七十八号の二に係る部分に限る。）、又は第百八十一条第三項（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪に当たる行為は、新令第十二条第一項の罪に当たる違法な行為は、新令第十七条第一号に掲げる行為とみなす。

2 新令第二十八号の規定の適用については、旧刑法第百七十八号の二、第百七十九号（旧刑法第百七十八号の二に係る部分に限る。）、又は第百八十一条第三項（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の罪に当たる行為は、新令第二十八号第二号に掲げる行為とみなす。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
第四条 第四条の規定による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第一条の規定の適用については、旧刑法第百七十八号の二、第百七十九号（旧刑法第百七十八号の二に係る部分

に限る。以下この項において同

限る。又は第百八十一条第三項（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）は、新令第一条第三号に掲げる罪とみなす。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第五条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第四条の規定の適用については、旧刑法第百八十一条第三項又は第百四十一条後段（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は、新令第四条第一号に掲げる罪とみなす。

² 新令第五条の規定の適用については、旧刑法第百七十八条の二（旧刑法第百七十七条に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第百七十九条（旧刑法第百七十八条の二に係る部分に限る。）、第百四十一条前段又は第百四十一条（旧刑法第百四十一条前段に係る部分に限る。）（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は新令第五条第一号に掲げる罪とみなし、改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪（旧刑法第百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は新令第五条第六号に掲げる罪とみなす。

内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 石井 啓一

警察法施行令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

目次

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百十一号）（第一条関係）	1
○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第二条関係）	2
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（第三条関係）	5
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第四条関係）	7

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国庫が支弁する都道府県警察に要する経費)</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費</p> <p>イ 七 (略)</p> <p>ソ 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、強^レ制性交等、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの</p> <p>ツ 七 (略)</p> <p>九 十三 (略)</p>	<p>(国庫が支弁する都道府県警察に要する経費)</p> <p>第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七 (略)</p> <p>八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費</p> <p>イ 七 (略)</p> <p>ソ 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、強^レ制性交等、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの</p> <p>ツ 七 (略)</p> <p>九 十三 (略)</p>

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第一百六条（同条第三号を除く。）、第一百八条、第一百九条若しくは第一百十条第一項に規定する罪、同法第一百十一条第一項に規定する罪（同法第九十九条第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第一百十二条に規定する罪、同法第七十七条第一項に規定する罪（同法第一百十條に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第八十八条第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同法第二項若しくは同法第九十九条、第一百二十条、第二百二十四条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条（同法第二百二十六条第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第四百四十四条から第四百四十六条まで、第四百八十一条、第四百九十六条、第四百九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百十三條後段、第二百十四條から第二百十六條まで、第二百十八條、第二百十九條若しくは第二百二十一条に規定する罪、同法第二百二十五條若しくは第二百二十六條の二第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」という。）、同法第二百二十七條第一項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を幫助する目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的</p>	<p>（人の生命又は身体を害する罪等）</p> <p>第十二条 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十七条から第七十九条まで、第八十一条、第八十二条、第八十七条、第八十八条、第九十三条、第一百六条（同条第三号を除く。）、第一百八条、第一百九条若しくは第一百十条第一項に規定する罪、同法第一百十一条第一項に規定する罪（同法第九十九条第二項の罪を犯す行為に係るものに限る。）、同法第一百十二条に規定する罪、同法第七十七条第一項に規定する罪（同法第一百十條に規定する物を損壊する行為にあつては、当該物が自己の所有に係るときを除く。）、同法第八十八条第一項に規定する罪（人の生命又は身体に危険を生じさせる行為に係るものに限る。）、同法第二項、第一百九条、第一百二十条、第二百二十四条第二項、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条（同法第二百二十六条第一項又は第二項に係る部分に限る。）、第四百四十四条から第四百四十六条まで、第四百八十一条、第四百九十六条、第四百九十九条、第二百二条から第二百五条まで、第二百十三條後段、第二百十四條から第二百十六條まで、第二百十八條、第二百十九條若しくは第二百二十一条に規定する罪、同法第二百二十五條若しくは第二百二十六條の二第三項に規定する罪（生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取罪等」という。）、同法第二百二十七條第一項に規定する罪（加害目的略取罪等を犯した者を幫助する目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的略取幫助罪</p>

略取幫助罪等」という。)、同法第二百二十七条第三項に規定する罪(生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。)、同法第二百二十八条に規定する罪(加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」という。)、又は同法第二百四十条、第二百四十一条第三項、第二百四十三条(同法第二百四十条又は同項に係る部分に限る。)、若しくは第二百六十条後段に規定する罪

二〇四 (略)

五 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)

第四条に規定する罪(刑法第二百四十条の罪(人を負傷させたときに限る。))を犯す行為に係るものに限る。)

六〇十八 (略)

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五(同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条(同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。)、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百八十条(同法第一百七十六条又は第一百七十七条に係る部分に限る。)、第九十九条、第一百九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章(同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。)、に規定する罪(加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。)、又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一条第一項、第二百四十三条(同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。)、第二百四十九條若しくは第二百五十條(同法第二百四十九條に係る部分に限る。)

等」という。)、同法第二百二十七条第三項に規定する罪(生命又は身体に対する加害の目的とする行為に係るものに限る。以下この条において「加害目的被略取者引渡し罪等」という。)、同法第二百二十八条に規定する罪(加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等又は加害目的被略取者引渡し罪等に係る部分に限る。次項第一号において「加害目的略取未遂罪等」という。)、又は同法第二百四十条、第二百四十一条後段、第二百四十三条(同法第二百四十条に係る部分に限る。)、若しくは第二百六十条後段に規定する罪

二〇四 (略)

五 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)

第四条に規定する罪(刑法第二百四十条前段の罪を犯す行為に係るものに限る。)

六〇十八 (略)

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五(同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条(同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。)、第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十八条の二(同法第一百七十七条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第一百七十九条(同法第一百七十六条、第一百七十七条又は第一百七十八条の二に係る部分に限る。)、第一百九十四条、第一百九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第三十三章(同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。)、に規定する罪(加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。)、又は同法第二百三十四条、第二百三十六條、第二百三十八條、第二百四十一条前段、第二百四十三条(同法第二百三十六條、第二百三十八條又は

）に規定する罪

二〇五 (略)

六 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六條若しくは第二百三十八條の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

七〇四十五 (略)

第二百四十一条前段に係る部分に限る。）、第二百四十九條若しくは第二百五十條（同法第二百四十九條に係る部分に限る。）に規定する罪

二〇五 (略)

六 盗犯等の防止及び処分に関する法律第二条（同条第一号に係る部分に限る。）に規定する罪、同法第三条に規定する罪（刑法第二百三十六條若しくは第二百三十八條の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）又は盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条に規定する罪（刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）

七〇四十五 (略)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為)</p> <p>第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三百三十六條若しくは第三百三十七條(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、<u>第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十六條から第八十一條まで又は第八十七條の罪に当たる違法な行為</u></p> <p>二(略)</p> <p>(法第三十五條の四第二項の政令で定める重大な不正行為)</p> <p>第二十八條 法第三十五條の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法第三百三十六條若しくは第三百三十七條(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、<u>第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十四條から第八十二條まで、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十五條(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六條、第二百二十六條の二(第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六條の三、第二百二十七條第一項(同法第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十六條の二又は第二百二十六條の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)</u>若しくは第三項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下こ</p>	<p>(法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為)</p> <p>第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第三百三十六條若しくは第三百三十七條(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、<u>第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十六條から第七十九條まで、第八十一條又は第八十七條の罪に当たる違法な行為</u></p> <p>二(略)</p> <p>(法第三十五條の四第二項の政令で定める重大な不正行為)</p> <p>第二十八條 法第三十五條の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 刑法第三百三十六條若しくは第三百三十七條(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、<u>第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十四條から第七十九條まで、第八十一條、第八十二條、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十五條(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六條、第二百二十六條の二(第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十六條の三、第二百二十七條第一項(同法第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十六條の二又は第二百二十六條の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)</u>若しくは第三項(営利又はわいせつの</p>

の号において同じ。)又は第二百二十八条(同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為

三〇十 (略)

目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。)又は第二百二十八条(同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為

三〇十 (略)

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 刑法第七十四条に規定する罪、同法第七十五条第一項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七条に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第七十八条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、同法第七十九条に規定する罪、同法第八十条若しくは第八十一条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、又は同法第八十二条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）</p> <p>四（二十四）（略）</p>	<p>（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）</p> <p>第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 刑法第七十四条に規定する罪、同法第七十五条第一項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七条に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十八条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第七十九条に規定する罪（児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、同法第八十一条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は児童である女子を姦淫する行為に係るものに限る。）、又は同法第八十二条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）</p> <p>四（二十四）（略）</p>